

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問1 法曹養成機関について、法学部と法科大学院を  
共存させること自体に問題があるのではないか。

（答）

1. 法科大学院は、専ら法曹を養成するための専門職大学院であるのに対し、法学部は、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという意義と機能を担っており、法学部と法科大学院は、役割が異なることから、共存することは可能と考えております。
2. 日本における法学部のこのような役割を前提として、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、従来の点による選抜から、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院である法科大学院と、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の整備を提言したものと認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問2 法科大学院の教授や実務家教員による「法科大学院は文科省、司法試験は法務省、実務を学ぶ司法修習は最高裁判所と所管が分かれ、あまり連携が取れているとはいえない」との指摘について、大臣の見解如何。

(答)

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を充実させるために、文部科学省、法務省及び最高裁判所とが、連携を図ることが不可欠であり、これまで定期的に法曹養成に関する情報交換や認識共有を図るなど、適切に連携を図ってきたところです。
2. 今回の連携法改正案においては、新たに、法務大臣と文部科学大臣は、法科大学院の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めることができること等を規定することとしており、
  - ・法科大学院の収容定員の総数のほか、
  - ・法科大学院における教育課程の編成や教育水準の在り方とそれを踏まえた司法試験の在り方との相互関係、
  - ・法曹養成教育と法曹実務の架橋のための方策（法科大学院における実務家教員の活用方針等） 等といった事項について協議することにより、文部科学省と法務省における連携をより一層密にしてまいります。

3. また、法案成立後に法務省が設置する予定の司法試験の在り方を検討するための会議体に、文部科学省及び最高裁判所も参画・参集することが想定されていると承知しております、文部科学省としても、法務省及び最高裁判所と十分な連携を図りながら、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を充実させてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問3 現状ではほとんどの法科大学院生が民間の司法試験予備校を利用しており、法科大学院の講義が司法試験の合格に十分結びついていないと考えるが、大臣の認識如何。

（答）

1. まず、司法試験予備校の利用状況については、学校外における学習状況に関するものであり、大学としても把握が困難であったことから、文部科学省としては把握しておりません。
2. その上で、司法試験で問われる学識等を身に付けさせることは、法科大学院の本来的な役割であり、法科大学院の講義が司法試験の合格に十分に結びつくことが必要であると考えています。
3. 法科大学院が、そのような役割をしっかりと果たすよう、今回の改正案においては、司法試験で問われる学識等を含め、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定することとしております。

次頁あり

4. さらに、改正案が認められれば、中央教育審議会において、改正法の規定を踏まえた法科大学院の教育の在り方を検討することとしております。

具体的には、例えば、専門職大学院設置基準を改正し、

- ・論述能力を涵養するための指導の実施
- ・成績評価や修了認定の厳格化の徹底

について規定することを検討する予定であり、法曹を志望する者が、法科大学院を経由して司法試験にしっかりと合格することができるよう、法科大学院における教育の充実に努めてまいります。

(参考) 連携法改正案（抄）

(大学の責務)

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
  - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
  - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（維希）

問4 多くの法科大学院が行き詰まっているのは、教育体制が整わない大学院が参入し、乱立を招いたことが要因と指摘されている。審議会の意見書発表からわずか3年でスタートした制度設計が不十分で甘い見通しだったのではないか。

（答）

1. 御指摘のとおりであります。
2. 法科大学院制度創設時においては、非常に多くの大学が、いわば「ブーム」に乗るようにして、法科大学院の設置に手を上げることとなりました。  
そして、政府の側としても、事前規制から事後チェックへ、という規制緩和の流れの中で、基準を満たした法科大学院については一律に広く参入を認め、教育の質の確保は競争による自然淘汰に委ねるという姿勢を取った結果、教育力に課題を有する法科大学院を含め、過大な定員規模となりました。
3. 率直に申し上げて、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出したことは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

平成14年11月16日 衆・法務委員会・文部科学委員会連合審査  
議事録（抜粋）

○ 遠山国務大臣 司法制度改革審議会の意見書におきましては、今委員御指摘のように、法科大学院ではその課程を修了した者のうち、相当程度ということで、七、八割の者が新司法試験に合格できるように充実した教育を行うべしとございます。それで、法科大学院の入学定員といいますか、規模については書かれていないところでございます。

一方で、法科大学院につきましては、それぞれの大学の独自性なりあるいは発想というものを大事にしていこう、これは大学行政の基本でございますが、それを基本としてそれぞれの大学で今構想されているところでございます。

したがいまして、文部科学省がトータルどれぐらいにすべしというようなことを明確にして、そしてそれぞれの大学にその数を実現するようにというような方向というのは、私はこれは文部科学行政としてはとるべきでないと思いますし、そのところはむしろきちんとコントロール、自己規制をしていくべきものだと思っております。総量規制そのものを文部科学省として行うというのは、これは法曹人口の量的拡大のボトルネックとなるというふうに考えているわけでございます。

ただ、私どもといたしましては、これは平成十六年からつくり上げていく新しい法科大学院の制度でございます。恐らく一つずつ過程を踏まえながら、新しくつくられていく法科大学院についてしっかりしたものがつくられていく、そういう過程を経ながらそれぞれの大学がまたそれを見ながら充実していく、そういう関係というのは非常に難しゅうございますけれども、本来あるべき姿ではないかと思っております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問5 当初は7～8割に達すると予想された法科大学院修了者の司法試験合格率が大きく下回る結果となった理由如何。

（答）

1. 制度発足時に法科大学院の参入を広く認めた結果、数多くの法科大学院が設置されて過大な定員規模となり、司法試験合格者数についても、当初の目標が実現できなかい中、法科大学院修了者の合格率が全体として低迷する事態となっています。

（参考）法科大学院修了者の司法試験単年度合格率

平成30年度：24.8%（既修者33.2%、未修者15.5%）

2. また、合格率が低迷していることを踏まえれば、司法試験で求められる資質能力を確実に身につけられる教育を十分に出来ているとは言えないとも考えております。

3. この現状を直視し、法科大学院教育を抜本的な充実を図るとともに、文科大臣と法務大臣の協議を前提とする定員管理を導入することにより、予見可能性の高い法曹養成制度を実現したいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（維希）

問6 法科大学院創設当初の「入学者に占める未修者や社会人の割合を3割以上とする努力目標」が昨年見直されたが、その理由如何。

（答）

1. 法科大学院の入学者のうち、法学部以外の出身者等未修者や社会人の割合を3割以上とする努力義務を課す文部科学省告示については、

- ・現在の状況では入学者の質の確保の観点から適当でないとの指摘を踏まえ、
- ・法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための入学者選抜を厳格に実施し、質の高い多様な者を入学させて法曹として輩出することを促すため、

平成30年3月、多様な知識又は経験を有する者を入学させる努力義務は堅持しつつ、数値基準については設定しないこととしたところです。

（参考1）専門職大学院に關し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）（抜粋）※改正前

（法科大学院の入学者選抜）

第3条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

（参考2）法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日中教審法科大学院等特別委員会）（抜粋）

○ 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粋未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべきである。

2. ただし、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、今回の改正案においては、入学者の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしております。

3. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続、
- ・各法科大学院が共通して客観的な進級判定を行う仕組みである「共通到達度確認試験」の本格実施

といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について御議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文 氏（維希）

問7 社会人経験者を含む未修者コースの入学者が激減した理由と未修者コースを存続させる必要性について、大臣の見解如何。

（答）

1. 社会人経験者を含む未修者コースの入学者が激減した理由としては、法科大学院修了者全体の司法試験合格率が2～3割と低迷したこと、特に既修者コース以上に未修者コースの合格率は低くなっていることが大きく影響しているものと認識しています。

（参考）募集継続校36校の累積合格率は全体で7割弱、既修者コースで8割弱である一方、未修者コースで5割弱

2. 一方で、グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要です。

3. 今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はなく、法学部未修者に対する教育の機会を提供することは重要であると考えております。

（参考） 法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問8 高い学費を2年以上払い続けて学習しても法曹になれる可能性が低いことが法科大学院離れが急速に進んだ主な理由と考えるが、大臣の見解如何。また、今回の改正では有効な改善策が示されていないと考えるが、見解如何。

(答)

1. （御指摘のとおり、）法科大学院志願者を回復させるためには、法曹志望者が安心して進学できるよう、法科大学院を経由して司法試験にしっかりと合格できる状況を整えることが必要です。

2. そのため、今回の改正案においては、法科大学院が、司法試験で問われる学識等を身に付けさせるという本来の役割をしっかりと果たすよう、司法試験で問われる学識等を含め、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定するとともに、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減を図ることとしています。

このような改正案を着実に実施することにより、法科大学院志願者の減少に対する有効な改善策となるものと考えております。

3. また、法科大学院においては、他の大学院と比較しても多くの学生が支援の対象となっておりますが、今後とも、意欲と能力ある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料減免や奨学金の充実に努めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

## (参考1) 連携法改正案（抄）

### （大学の責務）

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
  - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
  - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

## (参考2) 経済的支援の状況

- 法科大学院在籍者 4,755 人のうち、
  - ・ 48.5%に当たる 2,305 人が、大学が独自に実施する給付型奨学生や授業料減免、又は日本学生支援機構の貸与型奨学生などの経済的支援を受けており、
  - ・ 34.1%に当たる 1,620 人が、給付型奨学生や授業料減免を受けている。
- また、貸与型奨学生を受けていた学生のうち、243 人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となった。
- 日本学生支援機構の無利子奨学生貸与率（平成 29 年度）：修士 30.5%、法科大学院 32.5%
- 国立大学運営費交付金の予算積算上の授業料減免対象者の割合：12%（修士）
- 平成 30 年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額  
　　国立大学 80.4 万円、私立大学 97.6 万円

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問9 今回の改正案は法学部入学から最短5年目で司法試験の受験資格が得られる「法曹コース」を新設し、法科大学院在学中に司法試験の受験も認めている。これは受験資格から法科大学院の修了要件を外すことを意味するものであり、法科大学院の本来の役割を骨抜きにするものではないのか。

（答）

1. 今回の改正案においても、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであるということに変わりはありません。
2. また、法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしているため、法科大学院を修了するまでの3年間又は2年間の学修プロセスは確保されており、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されることとなっております。
3. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資する仕組みであると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

対大臣

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問10 法科大学院修了を司法試験の受験資格から外すという大きな変更にもかかわらず、中央教育審議会等のオープンな場で何ら検討されないまま改革案を取りまとめることについて、密室での議論を批判する声があるが、大臣の認識如何。

(答)

1. 在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省において検討する事項ですが、法務省では、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておらず（注）、今回の見直しに当たっては、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行いながら決定したと承知しております。

（注）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。

2. 文部科学省としても、在学中受験資格の導入について、法務省からの協議を受けて検討を進め、法科大学院協会等とも直接意見交換を行ってきたところであり、その検討プロセスは適切なものと認識しております。

次頁あり

3. なお、今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していませんでした。

4. 今回の連携法改正案においては、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しております。

今般の改正法案が成立すれば、これらの法改正を踏まえて、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問11 法科大学院2年目で司法試験を受けることができるようになると、1年目で実務教育等の時間をとる余裕がなくなり、法科大学院は基本科目の知識を詰め込むだけの場所となってしまうと考えるが、大臣の認識如何。

(答)

1. 今回の改正案においては、在学中受験も念頭に置き、司法試験合格に必要な教育の充実だけでなく、司法試験合格後も見通し、法曹として必要な教育の充実も規定しております。
  - ・法科大学院の未修者コース1年目は、司法試験で共通して問われる法律基本科目の学識の修得、
  - ・未修者コース2年目及び既修者コース1年目は、法律基本科目の学識の修得を前提に、その応用能力や専門的な法律の分野に関する学識とその応用能力の修得、

を目指し、各法科大学院において、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。
2. 加えて、法科大学院の在学中受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて、法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。

3. これらのことから、各法科大学院において、司法試験  
の後には、より実務に即し、自身の関心に沿った内容の  
科目が配当されるものと考えており、司法試験に必要な  
知識を詰め込むだけの場所になるとの御指摘は当たらな  
いものと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

対大臣

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問12 新制度での司法試験受験について、修得すべき知識がこれまでと同じであれば、受験技術優先の「詰め込み」を脱し、幅広い法曹人材の養成を目指した法科大学院創設の理念が達成されないと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 今回の制度改正後においても、法科大学院は、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念のもと、受験技術優先の詰込みではなく、実務能力や多様な法分野を含めて、少人数によるディスカッションなどを通じて学習していく場であることに変わりはありません。
2. 文部科学省としては、法科大学院において、各学生が、司法試験で問われる科目に関する知識に加え、
  - ・法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
  - ・法律に関する実務の基礎的素養、
  - ・国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識など、それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学習する充実した機会が得られるよう、各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問13 法科大学院にとっては新たな法曹コースの制度設計やカリキュラム編成をどうするかだけでも検討課題が山積するところに、さらに在学中受験を認めるとなれば、これまでの教育課程では対応できず、現場での混乱を生じさせるのではないか。

(答)

1. 今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については、中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものと考えております。
2. 今回の連携法改正案においては、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しております。  
今般の改正法案が成立すれば、これらの法改正を踏まえて、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかり検討してまいります。
3. さらに検討結果等について、法科大学院や法学部に対して丁寧に周知してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問14 地域の法曹教育を維持する方策について、大臣の見解如何。

（答）

1. 連携法曹基礎課程（法曹コース）は、必ずしも自大学だけではなく、他大学の法科大学院との連携も可能であり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学が法科大学院と連携することは、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。
2. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、法曹コースの設置における留意点などをまとめたガイドラインの策定等を通じて、各大学・大学院における法曹コースの設置を奨励してまいります。

(参考) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日	東北大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 24 日	中央大学法科大学院・信州大学経法学部
平成 31 年 01 月 25 日	神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 25 日	中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部
平成 31 年 01 月 28 日	神戸大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 01 月 29 日	中央大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	神戸大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	九州大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	早稲田大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 01 日	中央大学法科大学院・熊本大学法学部
平成 31 年 02 月 04 日	慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 06 日	早稲田大学法科大学院・新潟大学法学部
平成 31 年 02 月 28 日	早稲田大学法科大学院・明治学院大学法学部
平成 31 年 03 月 04 日	早稲田大学法科大学院・信州大学経法學部
令和元年 05 月 13 日	中央大学法科大学院・西南学院大学法学部

計 15

3. また、中央教育審議会における議論を踏まえ、法科大学院における入学者選抜について、地方大学から当該法科大学院を専願する者を対象とする選抜枠を設定することを認める方向で検討しているところです。

※ 法案が成立した後、ガイドライン等で規定することを検討。

4. 司法制度改革の理念に照らし、地方においても十分な司法サービスを担う法曹を確保することが重要であり、法曹コースがそれに資するものとなることを期待しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問15 ICTを駆使して遠隔地でも対話の授業を行う通信制の法科大学院の創設も検討すべきと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 通信制の法科大学院の創設については、法科大学院が同時かつ双方向・多方向の授業による法曹として必要となる法的思考力等の涵養を重視していることを踏まえ、それらに対する通信制授業の教育効果の検証やリアルタイム授業に耐えうる通信環境の担保の観点から、早期の実現は難しいとしても将来的な課題として受け止めています。
2. 一方、社会人をはじめ法科大学院入学者の多様性を確保していくことは重要であると考えており、情報通信技術（ICT）を駆使して遠隔地で学べる仕組みを構築することはそのための有効な手段の一つと考えています。
3. 現在でも、タブレット等による遠隔地からの授業受講や授業の録画視聴などを可能とするICTを活用した教育を行っている法科大学院もあるところです。

（参考）法科大学院におけるICTを活用した教育例

- 例1：社会人を対象に、夜間・土曜日に授業を開設している筑波大学の法科大学院においては、タブレット等の携帯可能な機器を用いて、教室の場所において、一定程度授業を受講する形態を認めています。
- 例2：千葉大学と金沢大学の連携において、共同開講科目や各大学が強みとする科目を、ライブ・オンデマンド配信により提供しています。

4. この点も踏まえつつ、文部科学省としては、引き続き、予算のメリハリある配分を通じて、ICT活用教育も含めた各大学の自主的な取組を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問16 「点としての司法試験からプロセスとしての法曹養成教育へ」という旧司法試験を否定した司法制度改革の精神を活かすのであれば、法科大学院の講義や演習の内容を十分に理解していれば、外部の司法試験予備校等を利用しなくとも司法試験に合格できる仕組みに転換すべきではないか。また、学部段階から、法科大学院、司法試験、司法修習という一連のプロセスの中で法曹に必要な知識とスキルを身につくような制度に練りなおす必要があると考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 御指摘の通り、「点としての司法試験からプロセスとしての法曹養成」への転換を図った趣旨は、一発勝負の試験ではなく、厳格な成績評価と修了認定を前提とした法科大学院教育を修了すれば、司法試験に合格できるというプロセスによる選抜を実現し、質・量ともに豊かな法曹を養成する点にあります。
2. しかしながら、実際は、法科大学院修了者の合格率が低迷し、法曹志望者が減少につながったと考えており、法科大学院教育の充実は、喫緊の課題と認識しています。

3. 今回の改正案においては、司法試験で問われる学識等を具体的に規定し、改正案が成立した際には、中央教育審議会において改正法の規定を踏まえた法科大学院の教育の在り方を検討することとしています。

具体的には、例えば専門職大学院設置基準を改正し、

- ・論述能力を涵養するための指導の実施
- ・成績評価や修了認定の厳格化の徹底

などについて規定することを検討する予定であり、法科大学院の講義や演習の内容を十分に理解していれば、外部の司法試験予備校等を利用しなくとも司法試験に合格できる仕組みへの再構築を図りたいと考えています。

4. また、御指摘の通り、法科大学院、司法試験、司法修習というプロセスの中で法曹に必要な知識や教養、素養や職業倫理などを涵養することは必要です。

5. 今回の改正案においては、法学部3年と法科大学院2年のコース（3プラス2）を導入し、学部と法科大学院の連携を図りつつ、

- ・司法試験の前までに涵養すべき学識とともに、
- ・司法試験の後に涵養すべき、より実務に即し自身の関心に沿った学識

について具体的に規定することとしています。

法科大学院においては司法試験を念頭に置いた教育とともに、司法試験後の教育の充実を図り、その教育が司法修習に繋がっていくよう、中央教育審議会における審議も踏まえつつ、教育の充実を図ってまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問17 法曹人材の養成は法学部に設置する「法曹コース」のみで行うとともに、司法試験は法的素養や法的判断に至る過程等を問う内容とし、他学部出身者や社会人も受験できる司法試験制度に一本化することで、法学部、司法試験、司法修習という一連のプロセスの中で法曹に必要な知識とスキルを身につける制度設計となり、法科大学院の理念である「点から線へ」「プロセス重視」「多様性、開放性、公平性」に沿った養成制度を実現できると考えるがどうか。

（同旨 法務副大臣）

（答）

1. 実務力や実践力も含めて法曹のプロフェッショナルを育成していく上で、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を維持していくことが重要であると考えております。
2. 法科大学院は、法曹として必要な学識やその応用能力、実務の基礎的素養や弁論能力等を修得させるだけではなく、実務能力や多様な法分野を含めて、少人数によるディスカッションなどを通じて学修していく場であり、このような教育の実践は、法学部に設置する法曹コースにおいては困難であると考えます。

3. そして、現行の法曹養成の中核機関である法科大学院を廃止し、司法試験の受験資格を撤廃して広く受験を認めることとすると、司法試験という「点」による選抜によらざるを得ず、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で、多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持されなくなると考えます。
4. このため、御指摘のような改革案では、有為な人材が予測可能性の高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあり、法科大学院を中心とするプロセス養成を維持することを前提に、法科大学院教育の充実を図っていくことが重要であると考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問1 司法制度改革審議会が「法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度」を整備すべきとしたのはいかなる目的によるものであったか。

（答）

1. 21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すにあたり、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

①先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務とされているが、大幅な合格者数の増について質を維持しつつ図ることが困難であるという「量的な問題」や

②司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著であり、法曹の資質の確保に重大な影響があるという「質的な問題」が指摘されており、

専門的な法知識を確実に習得させ、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには法科大学院において教育を行うことが効果的であるとされていました。

2. こうした状況を踏まえ、従来の点のみによる選抜から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核を成すことを目的として法科大学院は創設されたものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問2 「プロセス」としての法曹養成制度は、法科大学院だけでなく、司法試験、司法修習を含めた一連のものであるが、本法案を受けての司法試験や司法修習の時期や内容、位置付けの変化については、その多くが今後の議論に委ねられている。一連のプロセスの全体が定まる前に、プロセスの一部を取り出して法案を提出したのはなぜか。（同旨、法務省）

（答）

1. 法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度は、法科大学院と司法試験、司法修習の有機的連携の下に実現されるべきものであり、この理念は現在においても変更はありません。
  
2. しかし、過大な定員規模や法科大学院修了者の合格率の低迷、時間的・経済的負担など、法科大学院に関連する当初の想定と異なる諸課題を要因として、法曹志望者の大幅な減少を招く状況となっています。そのため、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、平成27年度から平成30年度を法科大学院の集中改革期間として位置づけ、法科大学院を大きな柱の1つとして具体的な方策をとることを求めていることから、中央教育審議会の議論も踏まえ、今回法科大学院改革を中心とした改正案を提出したところです。

3. 一方、今回の改正案における法科大学院教育の充実や在学中受験の導入に伴い、今後、司法試験の時期等について検討する必要があります。
4. 法案が成立した際には、法務省において、司法試験の時期等を含め、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、会議体を設置し、文部科学省のほか大学関係者や法曹実務家を構成員として、必要な検討が行われるものと承知しております、文科省としても、その議論にしっかりと参画してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問3 本年度の法科大学院合格者数、志願者数はどうなっているか。

（答）

1. 本年度法科大学院入学者選抜の合格者数は3,627人、志願者数は9,117人となっています。
2. 昨年度と比較しますと、合格者数は106人、志願者は1,059人それぞれ増加しているところです。

（注）入学者数が合格者数の半分程度となっているのは、

- ・複数の法科大学院に合格した上で、一つの法科大学院を進学先として選択した者がいること
- ・法科大学院に合格したもの、就職など別の進路を選択した者がいること

といった理由が考えられるところです。

（参考）過去3か年の法科大学院合格者数と合格者数

【平成31年度入学者】合格者数：3,627人 入学者数：1,862人（対合格者51.3%）

【平成30年度入学者】合格者数：3,521人 入学者数：1,621人（対合格者46.0%）

【平成29年度入学者】合格者数：3,698人 入学者数：1,704人（対合格者46.1%）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

更問 本年度の法科大学院合格者数、志願者数が増加した要因如何。

(答)

1. 法科大学院への入学志願者が昨年度と比較して 1,059人 増加している要因としては、昨年度より入学者選抜における適性試験を廃止したことや、各法科大学院や日弁連における広報の成果が一定程度表れたものと認識しています。
2. しかしながら、合格者数や志願者数は、ピーク時と比較しますと、合格者は約6割、志願者は約9割、それぞれ激減しているところであり、今回の改正案が法科大学院志願者の増加につながるよう、制度改革の実現に万全を期すとともに、法科大学院教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問4 平成27（2015）年6月の「法曹養成制度改革の更なる推進について」では、法科大学院改革に関する基本的な考え方をどのように述べているか。

（答）

1. 平成27年（2015年）6月の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、法科大学院改革に関する基本的な考え方については、

①平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（司法試験の累積合格率が概ね7割以上）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこと、

②法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図ること

とされたところです。

法曹養成制度改革の更なる推進について（平成 27 年 6 月 30 日）  
(法曹養成制度改革推進会議決定) (抄)

### 第 3 法科大学院

#### 1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成 27 年度から平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね 7 割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

#### 2 具体の方策

##### (1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成 27 年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成 28 年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

○ 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の 50%未満）、定員充足率（目安として 50%未満）、入試競争倍率（目安として 2 倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成 27 年 3 月 31 日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成 27 年度中の評価基準改正及び平成 28 年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第 15 条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることが

できる体制及び手続を平成 27 年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成 30 年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

## (2) 教育の質の向上

- 平成 27 年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
  - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
  - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
  - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成 30 年度を目指して本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中心としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答

式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

### (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するＩＣＴ（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目指し、法科大学院における本格的な普及を促進する。

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問5 法科大学院改革集中改革期間は、平成30（2018）年度、今年3月までとされ、集中改革期間の成果について、「その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める」とされている。この分析・検討は終わったのか。

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、  
①教育の質の向上（未修者教育の充実、共通到達度確認試験の試行、先導的取組の支援等）や  
②経済的・時間的負担の軽減（早期卒業・飛び入学による在学期間短縮、ICTの活用等）などのために必要な方策を講じることとされ、本年3月までの期間が法科大学院集中改革期間と位置付けられておりました。
2. 今回の改正案も、当該推進会議決定を踏まえた取組の一環として、集中改革期間内に提出させていただいたところです。
3. 本年3月までの集中改革期間の成果の分析・検討については、推進会議決定において期間経過後速やかに行うこととされているため、今後速やかに実施し、中央教育審議会法科大学院等特別委員会における報告・審議を経て、推進会議決定の進捗状況等を把握するために設けられた法曹養成制度改革連絡協議会等の適当な場において報告することを考えております。

4. さらに、今回の法改正を含めた全体の改革状況については、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、法科大学院教育の改善・充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(参考1)法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日）（抜粋）

第3 法科大学院

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

（第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

(参考2) 法曹養成制度改革連絡協議会について

- ・推進会議決定を受けて、法務省司法法制部、文部科学省高等教育局、最高裁判所事務総局、日本弁護士連合会等をメンバーとして、年4回程度開催。

更問あり

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問 今回の法案提出に当たって、どのような検討を行ってきたのか。

(答)

1. 今回の改正案の提出に当たって、文部科学省においては、司法試験合格率や教育の質向上のための取組状況など、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえた法科大学院の改革状況を分析した上で、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において議論を重ねてまいりました。
2. 同委員会では、平成29年3月以降、7回の議論を経て、平成30年3月に3プラス2の制度化を柱とする基本的な方向性が取りまとめられ、その後法曹コースの制度設計や法科大学院の定員管理など具体的な議論を経た上で、今回の改正案を提出させていただいたものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問6 政府は、法曹志望者減少の理由について、時間的・経済的負担を挙げている。それはどのような根拠に基づくものか。（同旨、法務省）

（答）

1. 平成30年度に、法科大学院を設置する大学の法学部学生に対するアンケートにおいて、現在法曹等を志望若しくは選択肢の1つとして考えている学生のうち、不安や迷いを感じている又は少し感じている学生に、その理由を上位3つまで選択式で回答してもらったところ、

○経済的な負担が大きい：26.5%

○時間的な負担が大きい：23.2%

などとなっています。

2. したがって、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での、大きな不安や迷いの一つとされていることが、法科大学院志願者の激減を招いた原因の一つであると考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問1 アンケート結果で回答が多かったのは、

- ・司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない
  - ・司法試験に合格できるか不安である
- などであり、時間的・経済的負担の大きさは上位ではない  
のではないか。

(答)

1. 先ほどのアンケート調査の回答の全体としては、

- ①司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない : 62.1%
- ②自分に適性があるか分からぬ : 44.5%
- ③他の進路にも魅力を感じている : 40.5%
- ④経済的な負担が大きい : 26.5%
- ⑤司法試験合格率が低く、司法試験に合格できるか不安 : 25.1%
- ⑥時間的な負担が大きい : 23.2%

などとなっており、これらの解消には、法科大学院教育の充実と時間的・経済的負担の軽減をセットで行うことが必要と考えております。

2. 前回（平成29年度）のデータにおいてもこの傾向に変更はなく、中央教育審議会において当該データを示し、議論していただいた結果、時間的・経済的負担の軽減が必要であると示されたところであり、これを踏まえて、今回の改正案を提出したものです。

（参考）法学部学生に対するアンケート調査の実施の流れ

- ・文科省と法務省で調査項目を調整した上で、
- ・文科省より法科大学院を設置する大学を経由して、当該大学の法学部の学生に対して、アンケート調査の回答を依頼し、
- ・学生は任意でウェブページにアクセスし回答する という形で実施している  
(今回が3回目。実施方法は、前回と同じ。回答率は1割前後)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

**更問2 「経済的負担の軽減」とは、3プラス2の実現ではなく、経済的支援の充実で実現すべきではないか。**

(答)

1. 学部3年間と法科大学院2年（いわゆる「3プラス2」）とともに、経済的支援の充実の観点は重要だと考えております。
2. 最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、
  - ・48.5%に当たる2,305人が、大学が実施する給付型奨学金や授業料減免、又は日本学生支援機構の貸与型奨学金などの経済的支援を受けており、
  - ・在籍者の34.1%に当たる1,620人が、給付型奨学金や授業料減免を受けているところです。
3. また、貸与型奨学金を受けていた学生のうち、243人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となったところです。
4. このように、法科大学院においては、充実した経済的支援のメニューが用意され、他の大学院と比較しても多くの学生が支援の対象となっておりますが、今後とも、意欲と能力ある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料減免や奨学金の充実に努めてまいります。

(参考1) 平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額  
国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

(参考2) 国立大学運営費交付金の予算積算上の授業料減免対象者の割合：12%（修士）  
日本学生支援機構の無利子奨学金貸与率（平成29年度）

：修士 30.5%、法科大学院 32.5%

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

**更問あり**

更問3 法科大学院の学費が高い理由は何か。

(答)

1. 国立大学の授業料は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に基づき、各国立大学法人が定めており、法科大学院は、80万4千円を標準額として規定しています。
2. 法科大学院の運営経費は、少人数教育や実務家教員の参加などによる充実した密度の高い教育の実施のため、従来の研究大学院(53万5800円)よりも高い必要があります。
3. 法科大学院は、平成16年4月以降、国公私立を通じて一斉に開設されるものであったことから、国公私立を通じた競争的環境の醸成により、質的向上を図る必要があり、国公私立を通じてできる限り同一条件を実現することとしております。  
(参考：私立は約97.6万円)
4. 一方で、国立大学の役割を踏まえると、授業料は出来るだけ低廉であることが必要です。
5. 以上の点を踏まえ、一定規模の標準的な法科大学院をモデルとして、現在の授業料標準額が設定されているものです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年5月23日（木）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問7 平成30（2018）年3月13日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会の取りまとめでは、未修者コースについて、「コースの在り方や未修者に対する教育方法につき更に検討」「純粹未修者や社会人として十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めるに至らせることを目指すべき」とされている。今回の法案は、未修者・社会人の入学者を多数とすることを可能とするものになっていると考えるか。

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要です。

現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくなく、今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。

※ 法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

… 平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. 一方で、昨年3月に中央教育審議会法科大学院特別委員会において、未修者コースに入学する約7割が法学部出身者で占められる状況となっていたことから、純粹未修者や社会人の未修者コース入学者が多数となることを目指すべきことを基本的方向性として取りまとめていただいています。

次頁あり

3. こうした方向性を踏まえ、今回の法改正においては、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定しており、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進することを目指しております。

(参考) 考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

4. また、法改正と併せた改革として、

①未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続や、  
②各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する  
「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施  
といった取組を推進して、未修者や社会人教育の質の保証を進めてまいります。

5. 今後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]